

特定非営利活動法人日本災害医療支援機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本災害医療支援機構という。なお、英文名は Japan Voluntary Medical Assistance Team (略称JVMA T) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋1丁目3番16号に置く。

2 この法人は、従たる事務所を静岡県浜松市三方原町3453番地に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外の大規模災害における災害医療活動およびその支援に関する事業を行い、もって人命救助等災害による人的被害の軽減に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 災害救援活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言および援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 災害発生後の災害医療活動および調整
- ② 災害発生後の災害医療活動に関連する情報の収集と発信
- ③ 災害ボランティアの認定および登録
- ④ 災害ボランティア活動の普及、啓発
- ⑤ 災害ボランティア活動の教育、研修
- ⑥ 災害医療活動に関する研究
- ⑦ その他、上記に付帯する支援事業

(2) 収益事業

- ① 災害救援活動に関する機器の研究、開発とその商品化
- ② 当機構に係る物品の販売およびサービスの提供
- ③ 当機構に係るライセンス等の提供

(3) その他の事業

会員相互および登録メンバー等の親睦を図る事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、当法人の運営に携わる個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人および団体

(正会員の入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(賛助会員の入会)

第8条 賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第9条 会員は、評議員会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第13条 入会金、会費、その他この法人に対して抛出された金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上30人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
- 3 理事のうち、副理事長2人以内、専務理事、常務理事各1人を置くことができる。

(選任等)

- 第15条 理事は、評議員会において評議員の中から選任する。ただし、上記の規定にかかわらず理事長は理事総数の3分の1以内の範囲において理事を選任できるものとする。
- 2 監事は、評議員会において評議員でない正会員の中から選任する。
 - 3 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
 - 4 専務理事および常務理事は、理事の中から理事長が選任する。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長はこの法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、この法人の日常の業務を処理し、理事長および副理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。ただし、専務理事を置かない場合は、常務理事がその職務に当たる。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の執行業務の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は他の現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のために、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲の者に限り報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任命する。

第5章 評議員

(評議員)

第22条 この法人に、評議員20人以上40人以内を置く。

- 2 評議員は総会において正会員のうちからこれを選任する。
- 3 評議員のうち、1人を評議員長とする。評議員長は、評議員の互選とする。
- 4 評議員は評議員会を組織し、必要な事項を議決する。
- 5 評議員には第15条第5項、第17条、第18条、第19条、第20条の規定を準用する。
この場合において、これら条文中「役員」および「理事又は監事」とあるのは、「評議員」と読み替え、「評議員会」とあるのは「総会」と読み替えるものとする。

第6章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 評議員の選任または解任、職務および報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会および評議員会に付議すべき事項
- (2) 総会および評議員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会および評議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 評議員会

(構成)

第41条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第42条 評議員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (2) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (3) 入会金および会費の額

- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第61条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (5) 事務局の組織および運営

（開催）

第43条 評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 評議員長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 理事会の議決による招集の請求があったとき。

（招集）

第44条 評議員会は、評議員長が招集する。

- 2 評議員長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および諮問事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第45条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

（議決）

第46条 評議員会における議決事項は、第44条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 評議員会の議事は、評議員総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（表決権等）

第47条 各評議員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した評議員は、次条1項の適用については、評議員会に出席したものとみなす。
- 4 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第48条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 評議員総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第9章 委員会等

第49条 この法人に、この法人の目的を達成するために必要な委員会等を設けることができる。

2 委員会等の運営等に関し必要な事項は理事会が定める。

第10章 資産および会計

(資産の構成)

第50条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第51条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の3種とする。

(資産の管理)

第52条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第53条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第54条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、収益事業に関する会計およびその他事業に関する会計の3種とする。

(事業計画および予算)

第55条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、評議員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第56条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事

長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第57条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第58条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、評議員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第59条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、評議員会および総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第60条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第61条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

ただし、重要な借入金等に関しては総会の議決を経るものとする。

第11章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第62条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第63条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第64条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と類似の目的を有する特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第65条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第66条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第13章 雑則

(細則)

第67条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大塚 敏文
理 事	相川 直樹
理 事	石原 哲
理 事	金石 俊一
理 事	篠田 伸夫
理 事	田中 克人
理 事	谷 修一
理 事	平尾 光司
理 事	松方 康
理 事	宮坂 雄平
理 事	康乗 克之
監 事	重田 修
監 事	鈴木 誠

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第55条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第60条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

<正会員>	団体	100,000円	個人	50,000円
-------	----	----------	----	---------

(2) 年会費

<正会員>	団体	200,000円	個人	30,000円
<賛助会員>	団体	30,000円	個人	10,000円